

分の1を補助

●資金使途／設備資金(土地を除く)

●借入限度額／1千万円

●返済期間／7年以内(借入金額により異なります)

●借入要件

①町内に独立

した事業所または店舗を有

し、同一事業

を引き続き1

年以上営んで

常時使用する

従業員が、商

業およびサービス業にあつては5人

以下、製造業その他にあつては20人

以下の事業者(その他、経営内容が

同様の実態にあると町長が認めた事

業者)

②北海道信用保証協会が定める保証

対象業種であること

③町税などの滞納がないこと

●申請場所／厚岸町商工会

まちおこしのための 事業を支援します

問い合わせ
政策調整係

地域の活性化や振興を目的とした事業を支援する『まちおこし補助金』の令和7年度分の要望を随時受け付けています。

各種イベントや地域・団体間の交流事業など、さまざまな事業が対象となります。

対象となる事業内容や提出書類などの詳細については、お気軽にお問い合わせください。

●対象事業／地域・団体間交流、地場産品等の調査研究・販路拡大、観光資源の掘り起こし、イベントの企画・研究・実施、文化・芸術等の伝承・創造、人材養成など

●補助上限額／200万円

●補助率／事業実施主体により異なります

相談

児童相談所が 巡回相談を行います

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

釧路児童相談所は、児童に関する助言や相談を行う巡回相談を行います。

18歳未満の児童が療育手帳の申請(再判定)を行うときは、児童相談所の判定が必要です。

巡回相談は予約制ですのでご連絡ください。

●日程／5月23日(金)、9月24日(水)、1月21日(水)

●申し込み／障がい福祉係

なお、釧路児童相談所に直接出向くことができる場合は、釧路児童相談所にお申し込みください。

●申し込み／釧路児童相談所(釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号) ☎0154-9213717

障がいがある人への 巡回相談を行います

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談を行います。18歳以上の人が療育手帳の申請を行うときは、総合相談所の判定が必要です。この機会にご相談ください。

なお、相談は予約制です。

●日程／5月13日(火)・14日(水)・15日(木)、10月7日(火)・8日(水)、3月10日(火)・11日(水)

●場所／サンアビリティーズくしろ

(釧路市鳥取南7丁目2番20号)

●申し込み／障がい福祉係

●福祉係



無料法律相談を 実施します

問い合わせ
自治振興係

釧路弁護士会では、管内の弁護士不在町村において、『釧路弁護士会おなやみごと相談』として、無料法律相談を実施します。

なお、相談は事前予約制で、一人20分程度の相談時間としますので、先着6人までの申し込みとします。

●日時／4月15日(火)13時30分から16時30分まで

●場所／社会福祉センター1階和室

●申し込み／釧路弁護士会法律相談センター(☎0154-4113444)



献血のご協力をお願いします



移動献血車ひまわり号が、次の日程で町内を巡回しますので、献血のご協力をお願いします。

【4月22日(火)】

厚岸町役場前 10時から12時

厚岸警察署前 13時30分から14時15分

株式会社ナリテツ前 14時45分から16時15分

【4月23日(水)】

厚岸消防署前 10時から11時30分

保健福祉総合センター前 13時から14時15分

厚岸味覚ターミナル・コンキリエ前 14時45分から16時15分

●問い合わせ／地域支援係 ☎53-3333